

## 令和5年度 協会事業のご案内

新年度を迎え、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業実施につきまして、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年度の各種事業を下記のとおり実施する予定です。どうかご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、それぞれの実施要項につきましては、各聾学校に事業案内として配布しておりますので、詳しくは要項をご覧ください

### 記

- 令和5年度読字力検定試験 (P2~P4)
- 第18回全国聾学校作文コンクール (P5~P7-2)
- 第27回全国聾学校絵画展 (P8~P11)
- 第35回全国聾学校合奏コンクール (P12~P14)
- 第46回聴覚障害児を育てたお母さんをたたえる会 (P15~P16)
- 公益財団法人JKA競輪公益資金の補助事業  
デジタルワイヤレス補聴援助システムの無償貸与 (P17~P18)  
※ 令和3年度からデジタルワイヤレス補聴援助システムの貸与を開始しました。
- 乳幼児教育相談支援事業 (P19~P2)
- 聴覚障害者の法律相談 (P21)
- ハマナス募金(寄付金のお願い) (P22)
- 個人情報の取扱いについて (P23)
- 協会図書のご案内

※ 新型コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず事業の中止または延期をする場合があります。その際は、関係機関にお知らせするとともに当協会のホームページに掲載します。

### 公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会事務局

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-43-11 福祉財団ビル 5F  
TEL 03-6907-2537 FAX 03-6907-2915  
Eメール [wasedanomori@amethyst.broba.cc](mailto:wasedanomori@amethyst.broba.cc)  
ホームページ <https://www.choukaku.com/>

## 読字力検定試験実施要項

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

### 1 趣 旨

読字力検定試験は、読書力養成の一助として、聴覚障害のある児童・生徒の読字能力を高めることを目指して実施し、常用漢字に正確な読み仮名がつけられる読字力を養成します。

### 2 登録手続き

この検定試験を受けるには、年度当初に、別紙「読字力検定試験登録書」により各学校・団体ごとに郵送・メール等で登録手続きをしてください。（尚、登録書は本協会のホームページからダウンロードできます）

### 3 実施の手順

- ・検定試験は、年3回（6月、10月、1月下旬～2月中\*）実施します。\*卒業式の時期を配慮
- ・検定試験問題は実施月の半月前に、登録済みの学校・団体に送付します。その際に模範解答と検定料振込用紙も送付します。
- ・送付された試験問題（全級分1部・B4サイズ）を受検者の人数分コピー（両面印刷）して実施します。
- ・検定試験の実施後は、答案と読字力検定試験評定票を学校・団体ごとに取りまとめて協会へ送付してください。
- ・検定料は300円です。個人が複数の級を受検する場合は、その数分の検定料を納めてください。
- ・この検定試験の取りまとめは、協会に登録した「読字力検定担当者」が行ってください。
- ・検定試験の答案は返却しません。
- ・模範解答は扱いに十分注意し、事後指導等に役立ててください。

### 4 評定と合格証書の交付

この検定試験における審査と評定については、協会が別に定める「読字力検定委員会」において行います。同じ級での合格が2回に達した者には、その級の合格証書を交付します。

\*2回目合格は連続でなくてもよく、また、年度をまたいでもよいこととします。

### 5 出題範囲

この検定試験の出題範囲は、原則として小学校、中学校の各学年、特一級については高等学校国語教科書における漢字配当と新聞記事等の漢字を目安として決めます。

### 6 各級の程度

この検定試験は9級から特1級までの級別により実施します。ただし、受検者の年齢・学年については制限しません。各級の程度は、おおむね次のとおりで、「聴覚障害児のための漢字練習のステップ」より出題します。

級	9	8	7	6	5	4	3	2	1	特1
程度	小1 終了	小2 終了	小3 終了	小4 終了	小5 終了	小6 終了	中1 終了	中2 終了	中3 終了	高校 程度

※ 何級からでも受検できます。また、複数受検も可能です。

## 7 各級の評価

この検定試験の評価は、次のとおりです。

級	9 級	8 級	7 級～特 1 級
最高得点 問題点数	100 点 50 問 1 問 2 点	105 点 70 問 1 問 1.5 点	100 点 100 問 1 問 1 点
合格点	80 点以上 (40 問以上)	84 点以上 (56 問以上)	80 点以上 (80 問以上)
試験時間	40 分	40 分	50 分

## 8 検定料の納入方法

検定料の納入は、郵便振替または銀行振込で行ってください。(手数料は振込者の負担)

<b>郵便振替</b> 口座番号 00110-9-134877 <small>チヨウカクシヨウガイシャキョウイクフクシキョウカイ</small> 加入者名義 聴覚障害者教育福祉協会
<b>銀行振込</b> みずほ銀行 江戸川橋支店 普通 1615748 <small>コウエキザイダンホウジンチヨウカクシヨウガイシャキョウイクフクシキョウカイ カイチヨウ サントウアキコ</small> 加入者名義 公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会 会長 山東昭子

## 9 申し込み先

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5F

公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会

TEL 03-6907-2537 FAX 03-6907-2915

# 読字力検定試験登録書

令和 年 月 日

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

会 長 山 東 昭 子 殿

学校名・機関名

校長名・代表者名

公印

所在地 〒

TEL

FAX

なお、読字力検定担当者は、下記の者とします。

## 読字力検定担当者氏名

学部	ふりがな	
	氏 名	
TEL/FAX		

学 校 長 殿  
作文コンクール担当者 殿

## 第 18 回 全国聾学校作文コンクール実施要項

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

第 18 回 全国聾学校作文コンクールを本実施要項により実施いたします。つきましては、貴校の児童・生徒に対しまして、作品応募のご奨励をいただきますようお願い申し上げます。

今年度も応募枠は小学部 4、中学部 3、高等部 3とします。また、日記部門として小学部低学年(1年～3年)につきましては「日記」または「絵日記」による応募枠を 1 つ(1 作品)増設しています。説明をよくお読みいただきまして、ふるって応募していただきたくご案内いたします。

### 1 趣 旨

聴覚障害児童生徒にとって、ことばを身につけコミュニケーション能力を高めることは、障害に起因する困難を軽減し、将来の自立及び社会参加を果たす上で極めて重要です。とりわけ書く力や思考力を育てることは、言語力や抽象的な思考力が育ちにくい障害の特性を補う上で大きく重要な課題です。このことに鑑み、作文力を育てるとともに、自信や広い視野を身につけさせることも意図して実施するものです。

あわせて応募の過程で、できる限り I T を活用することにより、情報化時代に即応した I T 活用の態度・能力を身につけ、将来の社会自立、参加に備えることも意図しています。また、優秀作品の発表や入選作品集の刊行を通して、一般の啓発にも資することを目指しています。

2 主 催 公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会・全国聾学校長会

3 後 援 文部科学省 東京都教育委員会 全国ろう学校 P T A 連合会 (予定)

4 募集テーマ 自然や人とのつながりの中で、自分に焦点をあてたもの

5 応募資格 全国聾学校・聴覚特別支援学校小学部・中学部・高等部(専攻科含む)在籍児童・生徒

6 作文の題および内容 ～ 作品を応募されるみなさんへ ～

作品の題は自由です。人は日常生活の中で、自然や周りの人や生き物などとかかわって生きています。そのかわりの中で気がついたことや考えたこと、思いや願いなど、あなたの心に響いたことを自由に書いてください。聾学校・聴覚特別支援学校で学ぶみなさんが、どんなことに興味や関心を持ち、どんなことを考え、生活しているかを教えてほしいのです。あなたにしか書けない出来事を、あなただから書ける考えを、あなた自身の言葉で書き表してください。学部・学年にふさわしい作品が寄せられることを願っています。

7 応募先

〒190-0003 東京都立川市栄町 1-15-7 東京都立立川学園

全国聾学校作文コンクール審査事務局 飯島 麗 電話 042-523-1358 FAX 042-523-6421

メールアドレス Rei\_1\_Iijima@education.metro.tokyo.jp

## 8 応募作品の形式と送付方法

(1) 全国聾学校長会事務局より実施要項がメールで配信されます。併せて原稿用紙ファイル (Word 形式) 及び応募用紙ファイルがメールで配信されます。原稿用紙ファイルは、Word で保存してください。また、実施要項、応募用紙、原稿用紙は事務局校(都立立川学園)のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

(2) 原稿用紙ファイル (Word 形式) には、次の要領で記入してください。

- ① 文字の大きさは10.5ポイントとする。
- ② 1作品ごとにファイルを作成する。
- ③ 1行目に題名。上を3マスあける。
- ④ 2行目に学部・学年・氏名を記入する。
- ⑤ 3行目はあける。
- ⑥ 4行目から本文を記入する。文頭は1マスあける。

※ 題名については原稿用紙に記入されたものを正式なものとしします。

(3) ファイル名は、分類上、次の要領で記入してください。

例

1	2	3	4	0	1	題名 (作文は題名を記入する。日記は題名をつけるのが望ましい)
---	---	---	---	---	---	---------------------------------

3行目 ↓ ↓  ↓ ↓

学部 学年 学校番号 本校0 学部別作品番号 (日記0、小1~4、中・高1~3.)

↓ ↓ ↓

(小学部は1、中学部は2、高等部は3) (分校は1~3) (専攻科の学年は1年は4、2年は5と記入)

- ・ 以上のように6桁の数字と題名をファイル名とする。数字は半角で記入する。
- ・ 学校番号は、応募用紙ファイルを参照してください。

(4) 作品は一編ずつ添付ファイルにしてメールで送信してください。メール以外での作品の応募は不可とします。その際、メールの件名に学校名を付記してください。

(5) 応募用紙ファイルは学校単位で記入し、今年度もメールで送付してください。児童生徒の名前の活字が無いなどによりファイルでの送付が難しい場合は、FAXで送付するか、事務局にご連絡ください。

(6) 原稿用紙ファイル (作品は一編ずつ) 及び応募用紙ファイル (学校単位一枚) は、添付ファイルにしてメールで同時に送ってください。到着後、事務局からメールで受領のお知らせを送ります。

(7) 締切日を厳守してください。

- 9 制限字数 小学部部門は 原稿用紙3枚以内 (日記は400字以内)  
中学部部門は 原稿用紙4枚以内  
高等部部門は 原稿用紙5枚以内

## 10 応募数の制限

各校からの応募数に制限を設けています。各校とも、小学部低学年(1年~3年)の日記部門1作品、小学部4作品、中学部3作品、高等部3作品、1つの学校が3つの学部で応募する場合は11作品までとなります。なお、日記部門の1作品は、日記か絵日記のどちらか1作品とします。

- 11 応募期間 令和5年7月14日(金)~7月24日(月)(厳守)

## 12 注意事項

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) 他のコンクール等との二重応募は不可とします。
- (3) 作品の指導にあたっては、「全国聾学校作文コンクール入選作品集」ならびに「聴覚障害教育における作文指導のために」(～全国聾学校作文コンクール応募作品の分析から～)を参考にしてください。
- (4) 小学部低学年(1年～3年)児童の日記部門の応募のうち、「絵日記」については絵と文章と一緒にPDF化したファイルおよびWord原稿用紙に入力した文章ファイルを添付して事務局に送信して下さい。
- (5) 次のとおり作品を公開しますので、応募にあたり、あらかじめご了承ください。
  - ・ 応募作品について、氏名・学校名・学年を含めて関係者(報道機関を含む)に提供します。
  - ・ 作品の著作権は、公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会に帰属します。
  - ・ 応募者の入選以上の作品をまとめた作品集(氏名・学校名・学年を明記)を全国の聾学校や関係機関に配付します。また、公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会ホームページ上に掲載します。

## 13 作品の選定

- ・ 第一次審査で39点選定します。(各学部13点) 「日記」または「絵日記」として応募のあった作品については、4点程度の入選作品を選びます。なお「絵日記」の場合、絵の巧拙は評価の対象とはしません。
- ・ 第二次審査で 金賞3点 銀賞6点 銅賞6点 努力賞9点を選定します。「日記」または「絵日記」の枠から入選作品を4点程度選定します。

## 14 受賞者の発表

- ・ 入賞作品及び「日記」または「絵日記」の入選作品の選定結果は、10月末までに各学校へ公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会から文書で通知すると共に、受賞者については当協会ホームページで公表します。

## 15 表彰

- (1) 金賞受賞者については、「第46回聴覚障害児を育てたお母さんをたたえる会」で表彰します。文部科学大臣賞受賞者は、会場で作品発表を行います。
- (2) 入賞・入選者にはそれぞれ表彰楯または賞状、副賞として図書カードを贈ります。
  - 金賞 楯及び図書カード  
表彰状：文部科学大臣賞、全国聾学校長会会長賞、公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会会長賞
  - 銀賞 表彰状及び図書カード
  - 銅賞 表彰状及び図書カード
  - 努力賞 表彰状及び図書カード
  - 佳作 表彰状
  - 入選 表彰状(日記・絵日記部門) 令和3年度から賞状を贈ることになりました。  
応募者全員に参加賞として「入選作品集」を贈ります。

## 16 入賞・入選作品の活用

「第18回作文コンクール入選作品集」を刊行し、全国の聾学校に配付します。また、参加作品についての分析研究調査を行い、指導資料を作成し配付する予定です。

## 第 27 回 全国聾学校絵画展実施要項

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

令和5年度第27回全国聾学校絵画展を下記のとおり実施いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 趣 旨

聴覚障害児の絵画による表現力を高め、豊かな情操と創造力を培うために、全国の聾学校の幼児・児童・生徒の作品展を開催し、あわせて広く一般社会の理解と関心を深める。

#### 2 主 催 公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

#### 3 後 援 文部科学省 全国聾学校長会 全国ろう学校PTA 連合会 (予定)

#### 4 応募条件

- ・ 聾学校・聴覚特別支援学校に在籍する幼児・児童・生徒の絵画作品（版画を含む）で未発表のもの。
- ・ 画題は自由。表題は10文字以内。
- ・ 作品の大きさは四つ切、B3画用紙(イラストボード可)程度。\* 薄い画用紙は補強の裏紙を貼ってください。
- ・ 作品は一人一点。作品裏面の右下に「応募票」を貼付してください。
- ・ 応募作品に①「応募申込書」、②「応募者一覧表」を添えてください。
- ・ 応募作品は筒状にせず平面状で梱包送付してください。梱包はダンボール箱等の丈夫なパッケージで送付してください。(包装紙・ビニール袋等のみの弱い梱包は不可)

#### 5 応募作品受付期間

令和5年7月3日(月)～7月19日(水) 当協会事務局必着

#### 6 作品送付先 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5F 公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会事務局

#### 7 表 彰

最優秀賞 2点(幼稚部・小学部部門 中学部・高等部部門 各1点) \*最優秀賞の内1点は文部科学大臣賞

優 秀 賞 10点(幼稚部・小学部部門 中学部・高等部部門 各5点)

佳 作 50点

入選作品 最優秀賞には表彰楯、文部科学大臣賞受賞者には表彰状、優秀賞・佳作には賞状を贈ります。

なお、最優秀賞・文部科学大臣賞受賞者の在籍校に本協会会長が赴き表彰します。

#### 8 入賞作品の展示会

最優秀賞並びに優秀賞作品(12点)は10月19日(木)～20日(金)に開催される第57回全日本聾教育研究大会(奈良大会)で公開する予定です。

#### 9 受賞者の発表

各校に聴覚障害者教育福祉協会から文書で通知すると共に、受賞者については当協会ホームページにて公表します。

#### 10 注意事項

- ・ すべての作品は、審査会終了後(9月)に返却します。着払い宅配便で返送します。  
(着払いが難しい場合は、あらかじめ協会事務局にご連絡ください)
- ・ 作品・生徒名・学校名・学年は当協会ホームページ、全日本聾教育研究大会(予定)、雑誌「聴覚障害」に公開します。



令和5年度 第27回 全国聾学校絵画展

応募申込書

都道府県名				番号	*事務局記入
学校名					
校長名					公
	印				
所在地	(〒      -      )				
担当者名	(学部名)			TEL	
				FAX	
応募数	応募総数 点	学 部 別			
		幼稚部 点	小学部 点	中学部 点	高等部(専) 点
備考欄					

☆お願い

※ 応募申込書と応募者一覧表は学校として、まとめて一緒にご提出ください。

※ 応募者一覧表(別紙)については、学部毎に用紙をかえて書いてください

# 応募者一覧表

令和5年度 第27回 全国聾学校絵画展

\* 学部ごとに用紙を変えてください。審査目録として使用します。

\* 氏名は楷書ではっきり書いてください。賞状作成に使用します。

学校名			担当者名											
NO.	学部・学年	ふりがな 氏名	画題 10字以内（句読点・字間、『?』 『!』 等も1字とします）											
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

令和5年度 第27回 全国聾学校絵画展

# 応募票

学校名													
フリガナ		学部	学年										
氏名													
画題	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											整理番号(事務局記入)	
※画題は10字以内厳守 句読点・字間、『?』 『!』 等も1字とみなします	-												

※注 作品の裏面右下に添付すること。(応募票の不足分はコピーしてください)

キリトリ

令和5年度 第27回 全国聾学校絵画展

# 応募票

学校名													
フリガナ		学部	学年										
氏名													
画題	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											整理番号(事務局記入)	
※画題は10字以内厳守 句読点・字間、『?』 『!』 等も1字とみなします	-												

※注 作品の裏面右下に添付すること。(応募票の不足分はコピーしてください)

## 第35回全国聾学校合奏コンクール実施要項

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

下記のとおり第35回全国聾学校合奏コンクールを実施いたしますので、奮ってご参加下さい。

### 記

#### 1 趣 旨

聾学校・聴覚障害特別支援学校における音楽教育、特に合奏指導を通して音楽教育の充実、向上を図ると共に、幼児・児童・生徒の豊かな情操を育てることを目的とします。

#### 2 主 催 公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

#### 3 後 援 文部科学省・東京都教育委員会・全国聾学校長会・全国ろう学校PTA連合会 (予定)

#### 4 審査委員

委員長	尾崎 正峰 (放送大学東京多摩学習センター所長・一橋大学名誉教授)	
委員	目黒 一則 (全日本打楽器連盟事務局長)	田中 一嘉 (指揮者)
	草間みどり (元東京都立立川ろう学校副校長)	東 隆治 ((公財)聴覚障害者教育福祉協会)

#### 5 参加方法

(1) 参加申込 参加申込書を令和5年8月21日(月)から25日(金)までに事務局に送付してください。

##### (2) 参加方法

自由曲(1曲)の録音録画資料(DVD-R)を令和5年10月12日(木)から18日(水)までに事務局に送付してください。なお、DVD-Rは必ずファイナライズを行い、家庭用DVDデッキで再生可能なことを確認してください。ブルーレイディスクは受け付けません。

- \* ビデオ撮影の際、録音・録画とも不鮮明にならないようご注意ください。
- \* DVDラベルに、必ず学校名、学部、曲名を記載してください。
- \* 送付されたDVD資料は返却いたしません。

- ① 自由曲(1曲)の演奏時間は、5分程度とします。楽器の編成、人数、曲の選定などは、すべて自由とします。
- ② 合奏のための編成は、学部、学年は問いません。楽器演奏者は当該学校に在籍する幼児・児童・生徒とします。ただし、教員が指揮をする場合は、その限りではありません。可能な限り指揮者も画面の中に入るように録画してください。
- ③ 電氣的な自動演奏(リズム、ハーモニー等)を除きます。
- ④ 参加費は無料です。

#### 6 審査・表彰

##### 第一次審査

- ・参加校すべての演奏について、送付されたDVD資料により審査し、第二次審査対象校を選定します。参加校すべてに講評と第一次審査結果を送付します。
- ・第二次審査対象校は、講評をもとに練習の上、再収録したDVD資料を令和5年12月8日(金)までに事務局へ送付してください。

##### 第二次審査

- ・第二次審査対象校すべての演奏について、DVD資料により審査します。
- ・下記の受賞校を選定します。  
金賞(文部科学大臣賞)1校 銀賞1校 銅賞1校 努力賞若干校 審査員奨励賞若干校  
第二次審査対象校すべてに講評と第二次審査結果を送付します。
- ・第二次審査結果については、各校に文書で通知すると共に、受賞校については当協会ホームページにて公表します。

##### 表 彰

- ・金賞(文部科学大臣賞)受賞校には協会会長が学校に赴き、表彰楯と表彰状を授与します。
- ・銀賞、銅賞、努力賞、審査員奨励賞受賞校には賞状を授与します。参加者全員に参加賞を授与します。

#### 7 申し込み先 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5F

公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会

TEL 03-6907-2537 FAX 03-6907-2915 Eメール [wasedanomori@amethyst.broba.cc](mailto:wasedanomori@amethyst.broba.cc)

# 合奏コンクール参加申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

会 長 山 東 昭 子 殿

学校名

校長名

公印

所在地 〒

TEL

FAX

「第35回全国聾学校合奏コンクール」に参加を申し込みます。

※ 複数参加する場合は、チームごとに書いてください。(本用紙をコピーして下さい)

演奏曲	曲 名 楽器編成			
担当者				
参加学部	幼稚部	小学部	中学部	高等部
参加者数	1年 ( )名	1年 ( )名	1年 ( )名	1年 ( )名
	2年 ( )名	2年 ( )名	2年 ( )名	2年 ( )名
	3年 ( )名	3年 ( )名	3年 ( )名	3年 ( )名
		4年 ( )名		専1 ( )名
		5年 ( )名		専2 ( )名
	6年 ( )名			
小 計	名	名	名	名
合 計 名				

受付期間 令和5年8月21日(月)～8月25日(金)

# 第35回合奏コンクール 参加幼児・児童・生徒名

校名 [  ]

	氏 名	学部・学年	演奏楽器
指揮者名			
演奏者 1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

# 第46回 聴覚障害児を育てたお母さんをたたえる会 開催要項

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

## 1 趣 旨

聴覚障害児をもつ家庭が抱えてきた困難は、私たちの想像を越えたものでしょうが、多くの親御様はあらゆる困難にも耐え、逞しく生き抜いてわが子を育てあげ、立派に社会自立を果たしてこられました。当協会では昭和53年11月特殊教育100年の記念事業として「聴覚障害児を育てたお母さんをたたえる会」を開始いたしました。お母さん方のご苦勞を心から労い、その逞しさをたたえ、励ましをしてまいりました。

この事業は、一般社会へも大きな反響をもたらすこともできました。今年も多くのお母さん方をたたえ、社会啓発を図るため、この事業を実施いたします。

2 主 催 公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会

3 後 援 文部科学省 厚生労働省 東京都教育委員会 全国聾学校長会 (予定)  
全国ろう学校PTA連合会

4 協 賛 株式会社日健総本社 他

5 日 時 令和6年1月22日(月) 午後1時開会 午後3時30分閉会  
予備日 令和6年1月29日(月) 午後1時開会 午後3時30分閉会

6 会 場 タワーホール船堀 小ホール (東京都江戸川区船堀4-1-1)

## 7 次 第 第1部 式 典

会 長 挨拶

来 賓 祝 辞

お母さんの表彰

桜内義雄賞授与

第18回全国聾学校作文コンクール金賞受賞者表彰

(文部科学大臣賞、全国聾学校長会会長賞、聴覚障害者教育福祉協会会長賞)

## 第2部 発 表 会

DVD 放映 (第27回全国聾学校絵画展入賞作品紹介、第35回全国聾学校合奏コンクール  
金賞作品紹介)

お母さんの体験発表

作文コンクール審査委員長講評

第18回作文コンクール文部科学大臣賞受賞作品発表

桜内義雄賞受賞者の体験発表「母を語る」

8 参加者 被表彰者及びご家族、教育関係者、福祉関係者、行政関係者、一般参加者等  
約200名程度予定

# お母さんをたたえる会 推薦書

令和 年 月 日

推薦者氏名

印

住 所 〒

TEL

FAX

<b>被推薦者</b>	ふりがな 氏 名		聴覚障害者 との続柄		
	住 所	〒		TEL  FAX	
	生年月日	年	月	日	令和5年4月 現在 歳
<b>聴覚障害者 *一名だけ</b>	ふりがな 氏 名		続柄		
	生年月日	年	月	日	身体障害者 手帳番号
	住 所	〒		TEL  FAX	
	職業・勤務先				
<p><b>推薦理由</b> *簡単で結構です。</p>					

- ※ 推薦対象者はお母さんとしませんが、お父さん、お祖父さん、お祖母さん、お兄さん、お姉さん等も対象としています。聴覚障害者である子女が18歳以上であることを要します。
- ※ 推薦にあたり、必ず被推薦者に推薦する旨をお伝えください。  
氏名の間違いを被推薦者から指摘されることが多々ありますので、氏名・住所・電話番号（FAX番号）を再度ご確認くださいませようお願いいたします。
- ※ 被推薦者の氏名は楷書で戸籍記載どおり（表彰楯に記名しますので）書いてください。
- ※ 推薦書は、令和5年9月29日（金）までに聴覚障害者教育福祉協会事務局へ送付してください。



## デジタル補聴援助システムの無償貸し出しのお知らせ

日頃より当協会の事業推進に当たり、ご支援ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、近年、新生児の聴覚スクリーニング検査により早期に聴覚障害が発見され、乳幼児期からの聴覚活用が図られるようになりました。こうした状況を踏まえ、これまで当協会では公益財団法人JKAの競輪公益資金の補助を受け、FM補聴援助システムの無償貸し出しの事業を実施してまいりました。近年の補聴機器等の発達にはめざましいものがあり、当協会といたしましては、令和3年度からデジタル補聴援助システムを無償で貸与することになりました。

つきましては、本事業案内に基づき、貴職より保護者並びに関係の方々に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 事業概要** ご家庭や学校で、周りが騒がしかったり、お子さんとの距離が離れたりしていると、補聴器や人工内耳を装着していても十分な聞き取りができないことがあります。デジタル補聴システムは、ワイヤレスマイクで拾った音声をデジタル無線方式で送信し、すぐそばで話しているような大きさでお子様の補聴器や人工内耳へ届けるシステムです。従来のFM補聴援助システムに比べ、混信がなく、よりクリアな音声を聞くことができます。この事業は補聴環境の整っていない学校等で聴覚活用を図るために、希望者に無償で貸与する事業です。
- 2 貸与期間** 機器の貸与期間は、原則として3～5年間で無料です。  
※ 梱包・送料（1セット2,000円）を負担していただきます。  
※ 故障した際の修理代は、保護者の方に負担していただきます。
- 3 申込み締切** 令和5年8月1日（火）厳守  
機器の貸与は保護者個人になります。但し、貸与希望は代表者（校長もしくは施設長）が一括して申し込んでください。但し、配付予定数が限られておりますので、ご希望にお応えできない場合があります。
- 4 申込み方法** 同封の申込書に必要事項をご記入の上、当協会事務局宛にご送付下さい。
- 5 貸与の可否決定について** 貸与の可否・件数については8月末日までにお知らせ致します。
- 6 貸与決定後の手続き** 機器は、製造会社から直接学校（または施設）宛に送付されます。担当の先生から保護者にお渡し願います。機器受領後、借用書並びに梱包・送料を事務局宛にお送りいただきます。（決定後、用紙を送付いたします）
- 7 申込み先** 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル5F  
公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会  
TEL 03-6907-2537 FAX 03-6907-2915  
Eメール [wasedanomori@amethyst.broba.cc](mailto:wasedanomori@amethyst.broba.cc)

※本事業は、公益財団法人JKAの競輪公益資金の補助を受けて実施している事業であります。

従いまして、令和5年度の公益財団法人JKAの競輪公益資金の補助額により貸し出しできる台数が決定いたしますので、ご理解のほどお願いします。

申 込 書
-------

令和 年 月 日

デジタル補聴援助システム（ロジャー） ( ) セットを申し込みます。

FM 補聴援助システム ( ) セットを申し込みます。

\*従来のFM補聴援助システムも貸与できます。

- ・ 申込み〆切 令和5年8月1日（火）
- ・ 貸与の可否 8月末日までにお知らせ致します。

学校名・施設名 \_\_\_\_\_

校長名・代表者名 \_\_\_\_\_ 公印

所在地 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E メールアドレス \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

※ 貸与希望者が装用している補聴器・人工内耳のメーカー及び機種名及び色  
 (受信機接続アダプターを選択するのに必要な情報です。ご記入ください。)

メーカー	機種名・色	備 考

※ オーディオシューが付くものと付かないものがありますので、メーカーまたは販売店にご確認ください。

## 乳幼児教育相談支援事業のお知らせ

日頃より当協会の事業推進に当たり、ご支援ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、近年、新生児の聴覚スクリーニング検査により早期に聴覚障害が発見されるようになりました。こうした状況の中、各聾学では乳幼児期の聴覚教育についての問い合わせが増えてまいりました。これを受けまして当協会では公益財団法人JKAの支援を受けまして聴覚障害乳幼児を健やかに育てていくために教育相談支援事業を令和4年度より始めることにいたしました。

つきましては、本事業案内に基づき、貴職より保護者並びに関係の方々に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 事業概要

本事業は、聴覚障害乳幼児のための支援活動を行っている教育機関や療育機関に対して、本協会から経験豊かな指導者を派遣し具体的な支援の在り方についての講義や具体的な指導内容についてアドバイスをすることで親御さんや指導に携わる指導者がより深く広い視点を持つことが出来るようになるための活動です。

2 対象 全国の聴覚に障害のある乳幼児の保護者、または聴覚障害児を指導する関係者を対象とします。

3 相談申込み方法 別紙申込書に必要事項を記入し、令和5年8月1日（火）までに当協会事務局宛送付してください。（厳守）  
教室の対象者は主として保護者です。内容は講話、相談等。  
希望する講話の内容は、できるだけ具体的に記入してください。

4 相談費用 講師の旅費・宿泊費、謝金は、協会が負担します。  
教室開設担当校・園に会場費（会場借上料）を交付します。  
手話通訳・情報保障については、開設地でご準備願います。

5 相談担当 希望される内容に合わせて、協会が講師を選定、委嘱します。

6 申込み先 〒170 - 0005 東京都豊島区南大塚3 - 4 3 - 1 1福祉財団ビル5F  
公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会  
TEL 03-6907-2537 FAX 03-6907-2915  
Eメール [wasedanomori@amethyst.broba.cc](mailto:wasedanomori@amethyst.broba.cc)

※本事業は、公益財団法人JKAの競輪公益資金の補助を受けて実施している事業であります。

従いまして、令和5年度の公益財団法人JKAの競輪公益資金の補助額により、本事業の件数が決定いたしますので、ご理解のほど願います。

No. \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

## 乳幼児教育相談支援事業申込書

学校名・施設名

学校長名・施設長名

公印

1 所在地	〒		—	
	Tel :			
		Fax :		
		Eメール		
2 担当者名				
3 開催希望日	第1希望	月	日	( )
	第2希望	月	日	( )
4 希望する相談内容 (具体的に)	保護者対象			
	教職員対象 (教職者の研修を希望される場合)			
5 参加予定人数	約		名	

関係各位

## 聴覚障害者のための法律相談のご案内

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

- 1 相談内容 教育、福祉、労働、結婚、財産関係等、聴覚障害者の生活全般に関わる法律相談
- 2 対 象 全国の聴覚に障害のある成人、その家族及び聴覚障害児の保護者、または指導関係者
- 3 相談申込み方法 FAX、Eメール、または郵送による

### 申込みの宛先

FAX 03-6907-2915

TEL 03-6907-2537

Eメール wasedanomori@amethyst.broba.cc

郵便 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5F

公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

- 4 相談日 常時（但し、土日祝日を除く）
- 5 相談費用 原則として、初回法律相談は無料
- 6 相談担当 村田・若槻法律事務所  
東京都千代田区麴町2-12 VORT半蔵門3階  
弁護士 村田 雅夫 先生

## ハマナス募金ご協力のお願い

日頃より本協会の事業に対しまして、深いご理解ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、創立以来 91 年目を迎えます。聴覚障害者教育・福祉関係では、国内で最も歴史のある法人であり、これまでの事業の公益性の実績が認められ、平成 23 年 4 月内閣府より公益財団法人として認定されました。

これまで当協会は、国際協力を含め、様々な事業を展開してまいりました。近年は、「全国聾学校作文コンクール」、「全国聾学校絵画展」、「全国聾学校合奏コンクール」等の実施や「読字力検定試験」、「補聴援助システムの無償貸し出し」事業、保護者・指導者向け図書の刊行、保護者研修会・指導者講習会の開催、「法律相談」、聴覚障害者教育関係資料収集等を実施し、聴覚障害児・者の社会自立の支援や教育福祉の振興に努めてまいりました。

また、「聴覚障害児を育てたお母さんをたたえる会」は、今年第 46 回を迎えます。この会には第 30 回以降、毎年、秋篠宮皇嗣妃殿下もしくは佳子内親王殿下のご臨席を賜りますとともに、心温まる労いと励ましのお言葉をいただいております。

これら公益事業の実施や運営にかかわる資金は、すべて皆様方からの善意の寄附によって成り立っております。どうか聴覚障害児・者の教育・福祉の更なる充実・進展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 目標額 令和5年度目標額 1,400万円 \*令和4年度達成率 74.0%(3/31 現在)
- 2 募金額 ハマナス募金 1口 5,000円 ~ 10,000円  
\*金額に関わらずご芳志をお寄せいただければ幸甚に存じます。  
賛助会員会費 1口 50,000円以上(年額)
- 3 送金方法 ◎ゆうちょ銀行 (郵便振替) 加入者名 聴覚障害者教育福祉協会  
口座番号 00110-9-134877  
\* 同封の郵便振替払込用紙をご利用ください。  
◎みずほ銀行 江戸川橋支店 普通 1615748 (公財) 聴覚障害者教育福祉協会
- 4 その他 当協会の「寄付金受領証明書」により税法上の控除対象寄付金として優遇措置(税額控除)が受けられます。  
\*本件についてのお問合せは、下記担当者あてにお願いいたします。

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5F  
公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協会 専務理事 松本 末男  
TEL 03-6907-2537 FAX 03-6907-2915  
Eメール [wasedanomori@amethyst.broba.cc](mailto:wasedanomori@amethyst.broba.cc)

## 公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会 個人情報保護規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会（以下、「当協会」という。）が保有する個人情報を適切に保護するための基本方針、具体的な保護措置およびその実施体制を定めることを目的とする。

2 当協会は、個人情報の適切な管理を行い、個人情報保護法を遵守することを基本方針とします。

3 当協会は、個人情報保護委員会を設置し、個人情報の適切な管理に努めます。

4 当協会は、個人情報の取り扱いについて、関係法令および規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。

### (個人情報の定義)

第2条 本規程において「個人情報」とは、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2 当協会は、取り扱う個人情報の種類や形態に応じて、適切な保護措置を講じます。

3 当協会は、個人情報を利用する目的を明確にし、その目的に必要な範囲内で取り扱います。

4 当協会は、個人情報を不正アクセス、紛失、改ざん、漏えい、破壊などから適切に保護するために、情報セキュリティに関する適切な措置を講じます。

5 当協会は、個人情報に関する問い合わせや苦情に迅速かつ適切に対応するための仕組みを整備します。

6 当協会は、個人情報の取り扱いに関する職員教育を徹底し、個人情報保護意識の向上に努めます。

7 当協会は、個人情報の取り扱いに関する規程を定期的に見直し、改善に努めます。

### (個人情報の収集、利用および提供)

第3条 当協会は、個人情報を適正かつ合法的に取得します。個人情報の収集にあたっては、その利用目的を明確にし、必要な範囲内で適正に収集します。

2 当協会は、取得した個人情報を利用目的の範囲内で利用します。利用目的を明確にし、事前に本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて利用することはありません。また、個人情報が必要なくなった場合には、速やかに削除・消去する措置を講じます。

3 当協会は、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく場合や利用目的に必要な範囲内で個人情報の取扱いを委託する場合には、適切な取扱いをするように努めます。委託先との間で契約書等により適正な管理を確保します。

4 当協会は、個人情報の取扱いに関する法令や規則を遵守し、個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するために、情報セキュリティに関する適切な措置を講じます。

5 当協会は、個人情報に関する苦情や相談に適切に対応し、苦情や相談の解決策を検討し、必要な場合には個人情報保護規程の改善を行います。

(個人情報の安全管理措置)

第4条 当協会は、個人情報の漏えい、滅失または毀損等を防止するため、情報セキュリティの確保に必要な措置を講じます。具体的には、以下の措置を行います。

2 個人情報の保管方法の確立：個人情報を適切な方法で保管するための方針を定め、職員に周知徹底します。

3 情報システムのセキュリティ対策：情報システムの脆弱性を把握し、適切なセキュリティ対策を実施します。

4 不正アクセス対策：セキュリティ上の脅威から個人情報を守るため、アクセス制御、パスワード管理、ファイアウォールなどを実施します。

5 ウイルス対策：個人情報を含む情報を保護するため、ウイルス対策ソフトウェアの導入、定期的なウイルススキャン、社員の教育等を実施します。

6 セキュリティインシデント対応策の整備：個人情報に関するセキュリティインシデントに備え、対応策の手順を策定し、職員に周知徹底します。

(個人情報に関する苦情及び相談)

第5条 当協会は、個人情報に関する苦情及び相談に対し、迅速かつ誠実に対応します。

2 当協会は、苦情及び相談については、適切な記録を作成し、その内容及び対応状況を把握・管理します。また、苦情及び相談の解決策を検討し、必要な場合には個人情報保護規程の改善を行います。

(個人情報保護管理者)

第6条 当協会は、個人情報保護に関する管理者を置き、個人情報の適正な取扱いを確保するように努めます。

(個人情報保護規程の変更)

第7条 当協会は、必要に応じて、個人情報保護規程を変更することがあります。変更後の規程は、当協会のホームページに掲載し、またはその他の方法で周知します。

2 個人情報保護規程の変更にあたっては、適切な手続きを踏み、個人情報保護法及びその他の関連法令に従い行います。また、変更によって個人情報利用者の権利に不利益が生じないように注意を払います。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。